



Title	座長解題
Author(s)	杉村, 泰彦; 小林, 国之
Citation	フロンティア農業経済研究, 18(1), 1-4
Issue Date	2015-02-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/66044
Type	other
Note	2012年度秋季大会シンポジウム共通論題 『「安全・安心」と北海道野菜産地の展望』
File Information	18-1-2_sugimura.pdf



[Instructions for use](#)

「安全・安心」と北海道野菜産地の展望

酪農学園大学・杉 村 泰 彦
北海道大学大学院農学研究院 小 林 国 之*

Safety and Security and the Prospects for Vegetable Production in Hokkaido

Yasuhiko Sugimura^a and Kuniyuki Kobayashi^{*b}

^aRakuno Gakuen University

^bResearch Faculty of Agriculture, Hokkaido University

1. はじめに

2012年度の北海道農業経済学会大会のシンポジウムテーマは、「『安全・安心』と北海道野菜産地の展望」である。このテーマを選んだ理由としては以下の二点がある。一つは本学会で取り上げられてきたテーマを振り返ったとき、野菜をテーマとしたシンポジウムが近年おこなわれていなかった点。そして、いま取り上げるべきテーマの一つに農産物の「安全・安心」があり、そのテーマを扱う際に野菜が相応しい品目である、という点である。野菜は消費者が日常的に消費する身近な品目であり、そのため安全性や安心といった事項について、生産者、消費者ともに長い取り組みの歴史がある。

本シンポジウムでは、野菜を対象に「安全・安心」について議論するため、四つの報告を設定している。青果物流通の全体像を踏まえたうえで生産者、産地、行政の取り組みについて、研究者、行政関係者、農協関係者からそれぞれ報告を頂くことになっている。

それに先だってここでは座長解題として、「安全」および「安心」という概念の整理をおこなったうえで、食の安全性に関する取り組み及び社会的に求められる水準、それを担保する制度との関係について概念的に整理を行う。そして食の安全・安心の現段階における問題背景を整理した上

で、考えられる論点を提示して各報告につなげた。

2. 安全と安心とその基盤

食に関して安全・安心という言葉が使われるようになって久しい。当初は明確に区別されることなく使われてきたこの二つの言葉であるが、現在では大きく次のような共通理解が得られているといえよう。安全とは、危害を与える因子であるハザードに起因するリスクがない状態、または無視できるほど小さい状態とされる^(註1)。そして危害因子であるハザードの程度やそれによって生じる被害のリスクについては、自然科学的知見をもとに客観的に示される。一方安心にはいくつかの考え方があるが、不安などがない個人の心の状態という心理学的視点からの定義や、社会的不確実性のない（認知されない）状態として定義される^(註2)。こうした、安全を自然科学的概念とし、安心を個人の属性（心理状態）の概念としてとらえるという問題把握の構図は、安全と安心を相容れないものという対立概念としてとらえることになる。現実の問題に対処するためには、安全と安心を、一定の社会経済システムの元で生じる問題の総体としてとらえることが重要であろう。それは安全・安心の「基盤」となるような高次の概念であり、社会的不確実性があるなかで、自らが選

*Corresponding author : kobakuni@cen.agr.hokudai.ac.jp

折しながら生きていくための社会経済システムのあり方を問題とするスタンスである。

そうした枠組みからみると農産物の安全・安心とは、農産物の栽培方法、流通も含めた作業工程管理の問題だけではなく、それが生産される農家の経済的・社会的性格、都市と農村との関係性、農村・地域社会の持続性にも結びつく問題として理解される。

3. 安全・安心の社会的背景

安全・安心を上記のような一定の条件の社会経済システムのもとで生み出される問題として把握するためには、それが生み出される社会的背景を歴史的に捉える必要がある。日本において食の安全性の問題が議論されるようになったのは、1950年代になって食品由来の「公害問題」が社会的にクローズアップされたところである。食料需要の拡大とそれに対応した農業の近代化や食品加工技術の発展という社会経済条件の下で、その負の側面として例えば森永ヒ素ミルクや偽和食品が社会問題となったのである。

また「複合汚染」で指摘されたような農業の問題、食品アレルギーなど、この当時の問題が食の安全・安心に関する市民理解の一つの原型となり、現在までその影響が世代間を超えて受け継がれているといえよう。

時代は下り1980年代後半になると、「経済構造調整」による円高の進展と食品企業の海外進出がはじまり、それまで国内問題であった安全・安心がグローバルゼーションとの関係で議論されるようになる。その象徴として輸入食品野菜の残留農薬が2000年代に入って大きな問題となる。

国内においてもO-157による被害、雪印の食中毒、BSEといったような重大な食品事故が立て続けに発生し、日本の食品安全行政も大きな転換を迫られることになった。食品安全委員会の設置、農薬のポジティブリスト制の導入、生産者による

生産履歴記帳、牛肉、米のトレイサビリティ制度の義務化、さらには生産工程管理とその認証としてのGAPやHACCPなどである。

4. 安全・安心の取り組みの一般化と制度化

上記のように、社会的に求められる食の安全・安心の基準・制度は歴史的に徐々にその水準が高まっている。基準に適合するために必要な新たな制度構築に要する費用は原則的には製造者である生産者（食品メーカー）や公益の視点から行政が負担する構造となっていた。

増加する食の安全・安心に関する社会的ニーズに対して、そのコストを誰がどのように負担すべきなのか。生産者にとっては、どこまでそうした「安全・安心コスト」を内部化していく必要があるのか、という点が現在真剣に議論されるべき段階にあるのではないか。

図1は、そうした議論を整理するための概念図である。右軸は時間の経過を示しており、縦軸は求められる安全・安心の社会的水準および、それに対応するために生じるコストを生産者が負担した場合の生産者利益を示している。

例として有機農産物（有機農業）を取り上げて説明しよう。有機農業は、前述したような農業問題が取り上げられた1960年代頃に始まり、当初は社会運動としての性格を持ち合わせて展開してきた。社会的に高まっていた「安全」な農産物へのニーズに消費者が生産者と提携をしながら物流や価格のシステムを構築していった。そうした先駆的取り組みは、その必要性が社会的に認知されるにつれて、同様の取り組みによって追従されることで一般化されていく過程を辿りながら、社会全体の安全・安心の基準を引き上げていくことになる。また、その過程で当初の有機農業が持っていた概念が一般化されていくことが指摘されている。それはConventionalizationと呼ばれる過程であり、1990年代から拡大したアメリカの有機

農業とその拡大をすすめたアグリビジネスの役割について注目しながら展開された議論である^(註3)。その後、一般化を経てそれがより広く社会システムに採用されるという「制度化」が行われる。制度化は当初の先駆的取り組みが持っていた性格を必ずしも踏襲せずにその一部のみを取り入れる形で行われていく。有機農業に携わっていた人たちが、国の有機農業認証制度に対して反対の意を表明したという事実がそれである。

一方、安全・安心に関する社会的水準の高まりにつれて、その一般化、制度化に伴う費用は増加していき、その費用負担のあり方、対処の方法が次に問題となる。対処策の一つには、より社会的水準の低い地域（海外）へ生産拠点および市場を移転するという方法が考えられるが、これを採用しうるのは、ある程度の資本をもった企業などにかぎられる。大多数の生産者においては、そうした対応は容易ではなく、また国内農業に課せられている役割からみてもそれは妥当な方向ではない。それでも安全・安心の社会的水準が高まり生産者の負担能力を上回る場合にはどうするのか。その場合には、一部分を価格転嫁することで消費者が負担する、もしくは直接支払いなどで市民が負担するという状況が考えられよう。

消費者負担の場合を考えると、有機農産物の価値を認めその対価を支払う意思のある消費者向けの特定の市場（ニーズ）を対象に生産・消費の関係が構築できる場合は良い。しかし、近年一般商品（コモディティー）においても安全・安心に関して高い水準が求められている。たとえば、GLOBALGAPの取り組みは、生産者にとって高いコストを要求するものであるが、その目的は、取り組みによる高い付加価値（高価格）にあるのではなく本質的には「生産者としての責任」にある。つまりそれによって付加価値をえるのではなく、社会的水準としての取り組みとして認識されている。

こうした場合には、生産者の負担能力を上回る部分については市民（納税者）が負担するような仕組みが必要になり、さらにその負担を納税者に広く理解、了承される必要がある。EUでは直接支払いの要件（いわゆるクロスコンプライアンス）として一定水準の適正な農業実施慣行（Good Agricultural PracticesまたはGood Agricultural and Environmental Condition）がもためられている^(註4)。

このように安全・安心の社会的水準をどこまで高めていくのか、そしてそれに伴うコスト負担をどのように行っていくのかという点がきわめて重要な論点なのである。

5. 現在の問題背景

では現在の食の安全・安心を議論する際に押さえておくべき背景は何であろうか。各報告につなげるためにもその点を整理してみたい。

まず消費の側面としては、健康、経済性、簡便性志向の上昇がある。デフレ経済のもとで、食費にかける支出は低下傾向にあり、低価格競争や低価格のワケあり品が人気となっている。日本政策金融公庫が半期毎に行っている「消費者動向調査」でもそうした傾向が見られている^(註5)。また、国産志向や安全志向などは、その時の社会情勢に応じて非常に変動の激しい項目となっている。

一方生産の側面からは、食料生産のグローバル化のさらなる進展である。そして流通としては、卸売市場経由からスーパーマーケット中心の流通形態となって久しいが、最近ではCVSにおける生鮮品・食料品の取り扱いも増加していることから、あらたな流通チャンネルの展開もみられている。

こうした背景のなかで、生産の現場ではどのような取り組みが行われているのか。安全・安心を求める社会的水準とその経済的持続性をどのよう

に考えれば良いのか。

以上の問題意識をもとに、シンポジウムでは四つの報告とコメントを用意した。第一報告では北海道大学の坂爪浩史氏から議論の前提として北海道野菜産地の現状を報告していただく。ついで第二報告は日本においても食の安全・安心に先駆的に取り組んできた北海道における政策について北海道農政部の中島和彦氏の報告である。第三報告は、安全・安心に取り組むとして非常に高い水準を目指した取り組みであるGLOBAL GAPの事例を北海道大学大学院の橋本直史氏から報告していただく。第四報告は北海道における特別栽培農産物の先進産地であるJAきたみらいにおける販売の実態についてJAきたみらい販売企画部の森豊司氏から報告を頂く。そして、それに対してホクレン農業協同組合連合会の有村利治氏から総合的なコメントを頂くことになっている。

注1) たくさんの論考があるが、唐木英明他(2010)『食の安全を求めて 一食の安全と科学一』学術会議叢書(16)などを参照。

注2) 山岸俊男(1999)『安心社会から信頼社会へ』中公新書1479、中央公論新社

注3) Conventionalizationについては、下記の文献を参照のこと。Buck, D., C. Getz, and J. Guthman (1997). 'From farm to table: The organic vegetable commodity chain of Northern California.' Sociologia Ruralis 37(1): 3-20.

Tovey, H. (1997). 'Food, environmentalism and rural sociology: On the organic farming movement in Ireland.' Sociologia Ruralis 37: 21-37.

注4) 日本において、GAPはユーロGAPの紹介が先行したために、流通資本により主導的に導入されている生産工程管理の固有名詞としてとらえられている。一方EUではGAPは直接支払いの需要資格要件としての農業の行動規範をしめす用語としても認識されている。

注5) 日本政策金融公庫が実施している消費者動向調査の結果については下記URLより入手可能。

<http://www.jfc.go.jp/n/findings/investigate.html>

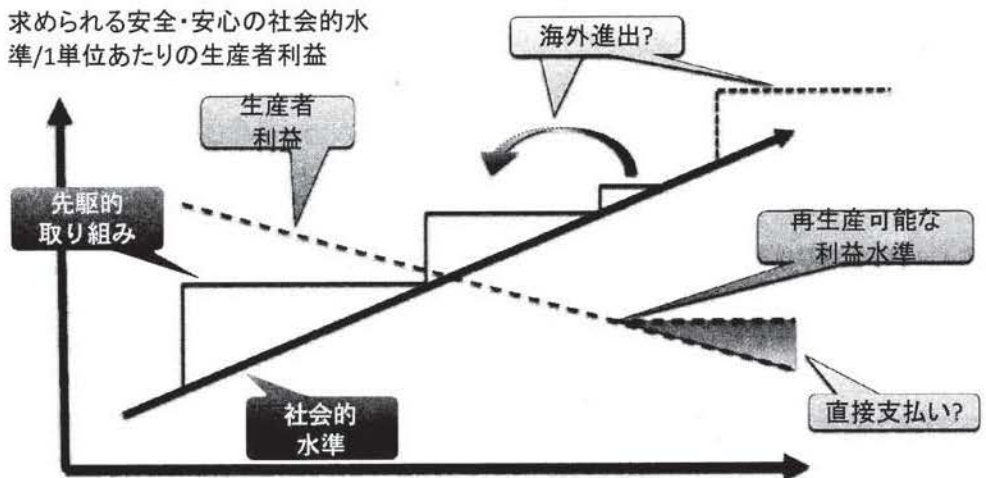


図1 安全・安心の社会的水準と生産者負担の変化